

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

彦根市は110,736人（令和7年1月31日時点）の人口を有しており、関西・中部・北陸の結節点として、人・物・情報が絶えず行きかう中で、商工業や地場産業を含む産業を発展させてきました。

しかし、現在の人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は小さく、老年人口（65歳～）の割合が大きくなっており、令和2年には人口に占める老年人口の割合が25%を超える等、少子高齢化が進むことによる、地域活力の低下が懸念されています。

主要な産業は、商業・サービス業を中心とした第3次産業の比率が高く、次いで製造業が中心です。また、滋賀大学、滋賀県立大学、聖泉大学、ミシガン州立大学連合日本センターが立地しており、学術研究都市の特徴も備えています。

また、本市の事業者のほとんどが中小企業者であり、市内経済の基盤をなす上で、雇用や所得の確保などにおいて重要な役割を果たしていますが、現在の商工業を取り巻く環境は、社会情勢の急激な変化する中で、厳しさを増している状況です。そのような中、本市経済の重要な担い手である中小企業者による先端設備等導入を促進することにより、地域経済の活性化を目指します。

(2) 目標

今後人口減少や急激な社会情勢の変化に伴う地域活力の低下が懸念される中、導入促進基本計画の策定により、市内中小企業者の先端設備等導入の後押しをすることで、労働生産性の向上を図り、本市の経済の活性化による活力あるまちづくりを推進します。その実現のため、導入基本計画期間中において、中小企業者の先端設備等導入計画の認定件数40件を目指します。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組を促すため中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとします。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため彦根市全域を対象とします。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため全業種・全事業を対象とします。

ただし、雇用の創出・産業集積に繋がらないことから、彦根市内に事業所等が存在しない場合は対象外とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入の認定の対象にしない等、雇用の安定に配慮します。

②公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮します。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。